

郵政反マル生闘争、15年目の逆転勝利 4・28 処分と高裁判決を振り返る 名古屋哲一

「技術と人間」 2004年8月号から

「原判決を取り消す・・・」。2004年6月30日、東京高等裁判所。この日、おそらく誰もが予想しなかった画期的な判決が読み上げられた。それは1978年末から翌79年にかけて全通(全通信労働組合)が繰り広げた反マル生闘争に対する郵政当局の報復処分が完全に不当なものだったことを、高裁が認定した瞬間だ。この間実に4世紀半。

八王子郵便局に入局して3年目に懲戒免職処分を受け、さらに91年には、全通から追放処分を受けながら、裁判闘争や国鉄闘争・東京総行動など多くの闘う労働運動と連帯し、勝利判決を勝ち取った名古屋哲一さんに高裁判決の意義と展望を聞いた。

4・28 処分の背景

郵政当局の進めたマル生(=生産性向上運動のこと。生の文字を丸印で囲んで表記したことから酷呼ばれた。狙いは全通つぶしにあった)は、当時、苛烈を極めたといわれますが、反マル生闘争から懲戒免職にいたる経過を振り返ると・・・。

反マル生闘争は、1978年の年末から約2ヶ月間ほど、全国の郵便局で行われました。当時18万人が物だめ・怠業闘争に参加し、全国で一時的に1000万通以上の郵便物が滞留するなど、大きな社会的騒動になりました。

このような反マル生闘争に至った原因は、全通組合員に対する郵政当局に激しい差別・弾圧があったからです。全通組合員はその17年前から、昇給、昇格、年休、官舎入居、遅刻の取り扱いなどありとあらゆる面で、全郵政(いわゆる第2組合)の組合員よりも差別されました。全通を叩きつぶして全郵政の一貫した方針のもとで、異常な職場が続いてきました。

マル生の影響で全通の組合員は徐々に減少し、78年を剣が峰と位置づけて、私たちは年賀状を配らないという「伝家の宝刀」をぬいた。その報復が、翌79年の4月28日に公表され、58名の懲戒免職を含む総勢8183名という大量処分でした。

人数の多さもさることながら、処分の手法が其れまでとは全く異なる異様なものでした。闘いを指導した全通の幹部たちには、ほとんど処分されなかったのに対して、現場の一般組合員に停職、免職という重い処分が集中しました。今回、処分の撤回を勝ち取った7名も、みな20代30代でした。もう一つは東京地本を狙い撃ちにしたことでした。

当時全通の役員は、それ以前のさまざまな争議で、免職を食らった郵政の職員がほとんどです。全通の役員になって、闘いを指導して免職になった人もいるし、免職になって役員になった人もいます。79年当時には、郵便局に籍のある役員はあまりいませんでした。

中央本部、地方本部、地区本部くらいまでが全通の幹部で専従。その下に郵便局現場での支部、分会(集配分会など)があり、その下に班があります。地区本部などにはいた専従は処分されず、支部役員らも軽い処分でした。

異常な処分の背景にあるものとは

4・28 処分、本部ではなく現場を叩きつぶすという労務政策をとったのには理由があります。全通は現場がしっかりしているけれども上層部が左右に揺れてふらふらだからです。郵便局の現場は管理者と争いはしょっちゅうで、私たちは、さまざまな処分を受けても勲章程度に思っていましたし、出世欲さえ放棄してしまえば、みな胸を張って働いていたのです。それが免職となるとかなり浮き足立ってくる。

全国で18万人が参加した大闘争でなぜ、東京の若い一般組合員が狙い撃ちにされ免職処分になったのか。そこには労働組合の争議を個人に分解し、団結権を否定する意図があります。

その背景には、政府の労務政策がありました。4・28 処分は郵政省が行ったものですが、じつは当時の自民党労働調査会の労務政策を踏襲したにすぎません。

戦後労働運動をふりかえると、まず体制は、大手民間の労働組合をおとなしくさせて、次に官公労がターゲットになった。70年代初めからマル生が始まり、この4・28処分ですべてを骨抜きにし、との次は国労に襲いかかります。それが89年の労働再編＝総評解体、連合結成へとつながる。そのうえで、政界再編、社会党が消えたいま憲法改悪が日程にのぼるところまでできました。このような政治的な流れのなかに、4・28処分が位置づけられているのです。

全通の変遷

処分撤回闘争の途中で、全通からも追放されますね。全通の変遷についてはどうですか。

全通本部は処分から半年後の10月28日に、郵政当局と「10・28労使協調の確認」をし、反マル生闘争終息へと舵を切りました。それ以降79年から89年まで、郵政の現場と全通本部が激しく対立します。しかし全通本部の背後には郵政省がいる。その結果、徐々に現場が負けていった。こうして郵政労働の現場は「物言えば唇寒し」という状況になってきました。そして91年の全通からの首切りへと至ります。

全通は、労使協調を歩む中で、89年に連合に加盟し、90年に4・28免職者全員に提訴の取り下げを求めてきました。そのうえで、その上で郵政省の採用試験を受験すれば、必ず合格するように郵政当局と話がついている、というのです。14名が試験を受けましたが、結果は全員不合格。免職者は完全に全通のだまし討ちにあったのです。衝撃な出来事でした。

そして、翌91年の6月30日付で、全通は4・28免職者全員を組合から追放し、提訴取り下げに従わなかったものへは差別的な対応をしてきました。

名古屋さんら4名は、全通の組合員資格の剥奪は違法で、無効だと提訴し、最高裁でも勝訴が確定していますね。

25年間の間には裁判がたくさんあって、複雑です。98年12月18日には全通本部に組合員資格の確認を求めた裁判で、原告全員が勝訴しました。

しかし実質的な組合員としての権利は何も保障されていません。選挙には出れますが、極に自由に入りはできません。私の場合は最高裁で勝った一年ほどあとに、また組合員資格を奪われました。

これに関係したものでは、全通は4・28免職者を追放するに際して、原告4名を除く免職者全員に一律1000万円の犠牲特例加算金を支払いました。この差別行為に対しても、最高裁で勝利判決を得ました。

さらにもう一つ、全通にだまされて提訴を取り下げ、再受験、不採用にいたった免職者が、裁判を続けさせろという裁判を起こしました。これは二手に分かれて、池田実さんが郵政省と全通両方を被告にして闘い、鴨志田千さんら4人は、郵政省のみを被告にして裁判を起こしました。鴨志田さんは99年6月に最高裁で不当判決が確定しています。

池田さんは地裁で負けて、4・28処分無効確認裁判に切り替えました。

こうして私たち4・28処分取り消し裁判に池田さんの4・28処分無効確認裁判が合流して、7名の原告として今日の勝利判決まで闘ってきました。

原告6名は4・28処分が不当であることを立証するのに対して、池田さんは「重大、且つ明白な違法性」を立証しなければなりません。それが再提訴の条件だからです。

今回7名全員の勝利によって、4・28処分には重大、且つ明白な違法性があることが司法によって認定されたわけです。

全通に失望して新たな組合を作る動きはありますか。

全通と対立していた全郵政は4・28処分の当時、免職者が少なすぎるとさらなる処分を郵政当局に要求した第2組合で、これと合併しようとしているのですから、その流れに抗する動きは当然あります。「郵産労」や「郵政ユニオン」(前身は郵政全労協)などいくつかの独立組合が生まれました。

今年の6月5日に郵政労働者ユニオンが結成され、23日に全通は日本郵政公社労働組合(JPU)へと移行し、30日に私たちの勝利判決。2004年6月はわたしたちの歴史に残る一ヶ月でした。

郵政全労協結成当時から、4・28 処分に抗していっしょに闘ってきました。それとともに、昔の全通のように、管理職と対決するだけでなく、あんちよくな民営化の流れに対して、私たちの事業論 - 現在の官営もダメ。儲け第一主義の民営化もダメ - 。庶民のための公共性ある郵政事業のあり方をさぐる運動をやってきました。また全通時代には疎かにしていたパートさん、日本郵便送株式会社などの下請け労働者たちと連携するなど、新しい労働運動を目指しています。

「人らしく生きよう - パート2」(ビデオプレス)のなかで国労北見闘争団がやっている郵便小包配達の下請けで、郵便局から大幅値下げを要求されていましたね。

私たちの運動でもそういった問題に取り組みなければいけないと思う。民営化路線、儲け主義の経営の中で、人間がぼろぼろになっているのですから。

全通の現場にいる人の中にも、強制配転などがあると、全通の抑圧をはねのけて、人事院に提訴したり、自主的に「××さんを守る会」をつくるなどとしています。深夜勤裁判では全通の現場、郵産労、郵政ユニオンが統一して原告団を組織したりしています。

原告7名は原告団として裁判を共同で闘っていました。運動としては4・28 ネット(郵政4・28をとともに闘う会)、赤羽局ともに闘う会、「4・28 連絡会」などそれぞれ個別に行ってきました。私たち4・28 ネットは東京総行動、権利総行動などを中心に、首きり自由を許さない実行委員会、物品販売、……。そんな形でずっとやってきました。

高裁判決をどう見るか

高裁判決をどのように評価しますか。勝因はなんですか。

なぜこれほど裁判が長かったのか。国家公務員の免職の場合は、はじめに人事院に処分の不服申し立てをしなければなりません。結論が出たのが86年。東京の免職者が55名、26局に散らばり、局ごとに詳細につめていったからです。86年から45名で裁判の第一審に切り替わります。私は全通本部から犠牲ストップされ、裁判に切り替わるときに原告からも排除され、一人で裁判を闘っていましたが、のちに44名の裁判に合流しました。

こうして裁判所の提訴から16年。2002年3月27日に東京地裁で不当判決が出るわけです。裁判の一審の途中で全通本部が反処分闘争を放棄して免職者を追放しましたので、新しい弁護団が組まれるなどがありました。加えて裁判官忌避の申し立てをしたので、長引いてしまったという事情もありました。しかし裁判に16年間もかかるのは問題なので、一審の山口幸雄裁判長は判決の際、異例なことに「お詫び」を口にしたほどです。雑な審理ではなく、ちゃんとした証人申請を認めるなど、原告側が要求し続けたとしても、です。

人事院の裁定で負けはしましたが、当局が隠していた資料が出てきたり、処分の詳細にさまざまな点があるなどを整理して、地裁の審理に使いました。地裁判決は確かに不当ではあるけれど、`同じ本件闘争参加者でありながら、現認体制、現認方法の不備等により、原告らのみが懲戒免職を受けたとして処分の均衡を欠くと主張する原告らの心情も理解できなくはない`などの文言もあり、こちら側が押し込んだという手応えがありました。

二審で江見弘武裁判長は、マル生の問題などについては一審判決の中味を踏襲して一切触れませんでした。裁判長としては、訴訟指揮にしたがわない郵政側に腹が立ったのかもしれないし、私たちの主張に郵政は一切反論しないので、私たちを勝たせるしかなかったのかもしれない。裁判官が判決の意図など発表することはありませんので、すべて憶測の域をでませんけれども……。

この判決には、いろいろな勝因があると思いますが、政治的な判断が働いたであろうということは想像できます。ご存知のように、江見弘武裁判長は国鉄改革法を実質的に作成した政治中枢にいた人物です。その彼が4・28 処分の取り消し判決文を書いた。ここには裁判個人の判断というよりは政治的判断のにおいがします。

というと、4・28処分が誤りであったという政治判断？

というよりも、法体系を無理してまで郵政を勝たせる必要もなくなった。という意味です。たとえば現場を叩いて、労組の中枢を処分しないという4・28処分は、その後25年間どこにもない。いまの首切りの主流は、江見弘武裁判長自身が画策した国鉄改革法23条を応用した首切りです。新しい労働政策の中では、集团的労使関係は徹底的に押さえ込んだうえで、個人は救済するという方向が出てきている。

また、政府の内部では、ぼくらが考えている以上に亀裂が深まっているのかもしれませんが。近年の大企業のモラルハザードやアジアを無視した米国一辺倒、「日本の常識は世界の非常識」、ILO違反などは、多国籍企業とかの体制側の一部にとっても望ましい状況ではありませんね。いまの行過ぎた競争至上主義よりも年功序列のほうが、生産性の面からも好ましいという統計も出てきました。民営化先進国での失敗もあります。

しかし、当局側のさまざまな事情があったにせよ、25年間でさまざまな運動の蓄積があるし、郵政公社に行ったり、国鉄闘争や権利総行動、東京総行動で圧力をかけたり、このような労働者の行動の蓄積の総体が勝利判決に結びついたと思います。この闘争に関わってくれた人たちはどれほどになるか。そういう意味ではみんなの勝利だと思います。

現職復帰にむけて

つぎは、職場復帰ですね。見通しはいかがでしょうか。

制度上、最高裁に上訴する道には「上告」と「上告受理申し立て」があります。上告とは憲法違反の疑いがある場合、上告受理の申し立ては重大な判例違反の疑いがある場合に限られます。高裁判決では憲法判断では郵政公社が勝っているので上告はできませんから7月13日に郵政公社は上告受理の申し立てをしました。

わたしたちのケースでは、常識で判断すれば「重大な判例違反」に相当するはずはありません。くりかえしますが、現場の方が役員よりも重い処分を課すというのは、全く異例の例で、判例がないはずですが、けれども政治が絡んでくる。ましてや最高裁ですから、どうなるかわからない。上訴理由書の内容によっては、反論の意見書を提出するなどを検討します。

運動としては、即刻原職就労の要求をぶつけていきます。民間争議などから学びながら高裁判決を活かした交渉もしたいと思います。

けんり総行動、東京総行動などで郵政公社前に行くと門をかたく閉ざして、全くとりつく島もないようですが・・・。

労働者が大勢で行くと、郵政省側は頑なな対応をとりますが、10年ほど前からは、3、4名で事前にアポをとると会議室で交渉に応じます。上訴する前にアポなしで訪れましたが、各省庁はちゃんと対応しました。

これからも、高裁判決の確定と原職就労へ向け闘いが続き、気が抜けないことと思いますが、それにしても25年とは大変な時間ですね。

本人はあまりそう感じていないのですよ。むしろ高裁判決後、この間、取材や報告集会でいろいろなことを思い出すよきっかけとなりました。

正直にいうと、25年間、支えてくれた大勢の仲間がいたから、途中で投げ出すことはできなかった。支援してくれたみんなは全く逆のことを言ってくれますけどね。

なごやのりかず（八王子郵便局、郵政4・28免職者）、聞き手、村上茂樹